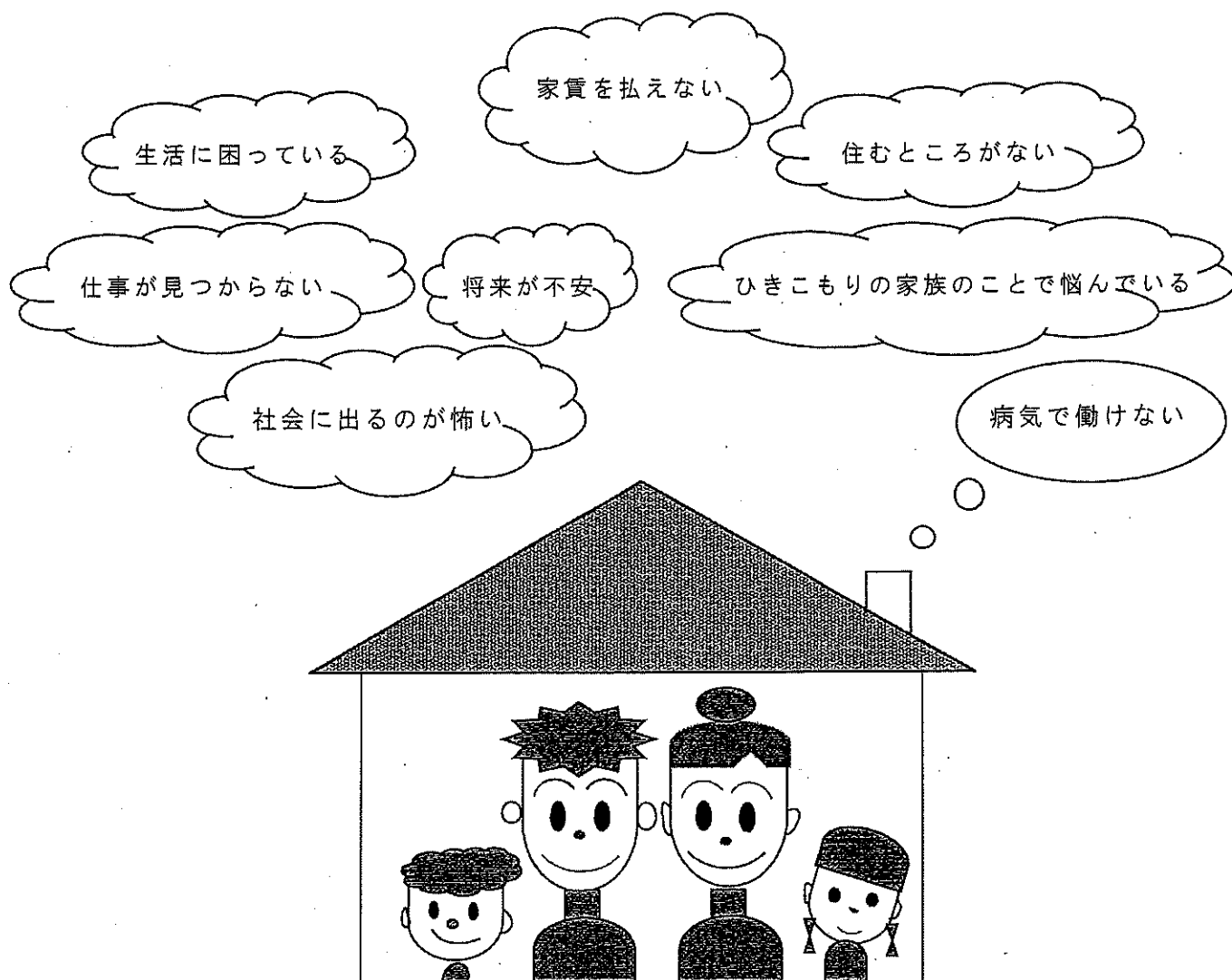


# 生活困窮者自立支援制度を

## ご存じですか？



### 相談できる窓口があります

仕事のこと、お金のこと、ひきこもりのことなど、まずはお困りごとをお聞かせください。相談員と一緒に考え、解決へのお手伝いをします。ご家族など、まわりの方からの相談も受け付けいたします。

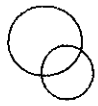
<相談窓口・お問い合わせ先>

八幡市役所 福祉部 生活支援課

電話:075-983-1138

(相談支援係)

FAX:075-983-1467



# 生活困窮者自立支援制度について

○ ～ 様々な事情で、暮らしにお困りの方のための相談窓口があります ～

## ◇支援対象者の方

経済的な理由などで生活に困っている方、今後の生活に不安がある方などが対象です。（※生活保護を受給している方は除きます。）

### 【例】

- 離職し、求職活動が続いているが実らず、家賃の支払いや生活費に困っている人
- 高齢で体の弱った親と二人暮らしを続けるうちに、生活費が減少した人
- 家族の介護のため、時間に余裕はあるが収入の低い仕事に移った人
- 配偶者からの暴力を逃れて家を飛び出したが、子どもが幼いために就業が難しい人
- いじめなどのために学校を中退し、ひきこもりが続くうち、社会に出るのが怖くなってしまった人
- 子どもや兄弟がひきこもりになり、どうしたら良いかわからない。将来が不安。
- 家計の管理がうまくできないために、借金が重なってしまった人
- いろんな問題が重なって生活が苦しくなり、何から手をつけたら良いかわからない人 等々

## ◇相談から支援までの流れ — 自立相談支援事業 —

- (1) まずは市役所の相談窓口へ  
専任の相談支援員が対応します。何らかの理由で窓口に来られない場合は、相談支援員が自宅に訪問して相談することもできます。お電話ください。
- (2) 生活の状況を見つめる  
生活の困りごとや不安を相談支援員にお話してください。生活の状況と課題を分析し、お困りごとの解決や自立に向かって寄り添いながら支援します。
- (3) あなただけの「支援計画」  
を一緒につくる  
相談支援員は支援を必要とする人の意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの「支援計画」を一緒に作ります。
- (4) 支援決定・サービス提供  
完成した支援計画は、関係者の話し合い（支援調整会議）を経て正式に決定します。その支援計画に基づいて各種サービスを提供します。
- (5) 定期的な見守り  
各種支援メニューの提供状況を相談支援員が定期的に見守ります。各種支援の提供がゴールではありません。支援を必要とする方の状態を把握して、支援計画どおりに行かない場合は、計画を再検討します。
- (6) 安定した生活へ  
困りごとが解決すると支援は終了です。その後は、安定した生活を維持できているのか、一定期間、相談支援員による確認を行ないます。

◇支援内容

※事業によっては利用要件があります。記載内容以外に定めているものもありますので、詳しくは相談窓口にてお尋ねください。

お困りごと		事業名称	内容
住まい	「家賃が払えず、就職活動ができない」	住居確保給付金	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあり、住居を失うおそれが高い人には、就職活動することを要件などに、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えたうえで、就職を支援します。
	「住む家がなくなった」「公園で生活している」	一時生活支援事業	住居をもたない人やネットカフェでの宿泊を続けているなど、不安定な住居形態にある方に、緊急的に一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。その後の生活に向けて、就労支援などのサポートも行います。 ※宿泊施設が満室等で利用できない場合があります。
家計	「いつも赤字続き」「借金が多くて不安」	家計改善支援事業	家計をともに見直すことで、根本的な困りごとを見つめ、家計が再建でき、管理できるように支援します。必要に応じて貸付のあっせんなどを行い、早期の生活再生を支援します。
ひきこもり 長期離職	「人と会うことが怖い」「家から出たくない」「家族がひきこもってしまった。」	ひきこもり相談	今は働いていなくて家にいる、一度も働いたことがない、外に出ることが不安など、まずはお気持ちをゆっくり聞かせていただきます。お一人お一人の状況に応じて、必要な支援をご紹介します。もちろん、ご家族からのご相談もお待ちしています。ご自宅に訪問することもできます。
	「社会に出ることが不安」「他人とうまく話せない」「一般就労にはまだ不安がある、でも次のステップへ進みたい」	就労準備支援事業 就労訓練事業	長年、就労の場から離れていた方や、何かのきっかけで家から出ることが難しくなった人には、プログラムに沿って、一般就労に向けたサポートや就労機会の提供を行います。社会、就労への第一歩を支援します。
就労	「早く就職したい。」「より多くの求人がほしい。」	就労支援	就労支援員がハローワークと連携して、求人情報の提供や就労支援を行い、早期の就職を目指します。
くらし	「悩み事がたくさんあるので、まずは聞いてほしい」	その他の支援	上記の事業以外にも、他の制度などのご案内などを通して、お困りごとの解決に向けて支援します。

◇相談窓口・お問い合わせ先

相談窓口：八幡市役所 福祉部 生活支援課 相談支援係

所在地：八幡市八幡三本橋59番地の9 第二分庁舎1階 ※本庁舎から徒歩5分

受付時間：月曜日～金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時

電話番号：075-983-1138 FAX番号：075-983-1467

地図は裏面

# <生活支援課の所在地> ※わかりにくい場合はお電話ください

